

著作権法における資料保存のための複製 －フィルム、ビデオテープのデジタル化を例に－

数藤雅彦（弁護士、五常総合法律事務所）

Reproducing Materials for Preservation Purposes Under the Japanese Copyright Law:
The Digitization of Films and Videotapes
Sudo Masahiko (Gojo Partners)

・著作権／Copyright・デジタル化／Digitization・複製／Reproduction

1. はじめに

文化財関連の資料には、文化財の現物や紙資料にとどまらず、写真フィルムやマイクロフィルム、VHSビデオテープなどの媒体も存在する。フィルムやビデオテープは劣化が進みやすく、また再生機器も入手困難になることから、長期保存と再生のためにはデジタル化が望まれるところである。

そして、このような資料保存のためのデジタル化（複製）は、著作権法上、一定の条件を満たせば権利者の許諾なしで行える。例えば、奈良文化財研究所のように法令に基づいて設置された研究施設で、司書または司書相当職員を置いている場合、一定の範囲で資料のデジタル化保存が可能である。

このことは意外に知られていないため、本稿では、資料保存のためのデジタル化が可能となる条件を整理して解説する。

2. 資料保存のための複製とは

著作権法31条1項2号は、図書館等が著作権者の許諾なく資料を複製できる場合につき、次のように定めている。

著作権法第31条

1 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下こ

の項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

（中略）

二 図書館資料の保存のため必要がある場合

この規定の趣旨は、学術研究の進歩発達は図書館等に負うところが大きいいため、図書館等が資料の保

【図表1】資料保存のための複製に関するQ&A

Q1. どのような施設が複製できるのか？

A1. 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（「図書館等」と略す）

Q2. どのような資料を複製できるのか？

A2. 図書館等の図書、記録その他の資料（「図書館資料」と略す）

Q3. どのような場合に複製できるのか？

A3. 図書館資料の保存のため必要がある場合に、営利を目的としない事業として複製可

Q4. どのような方法で複製できるのか？（外注も含むか？）

A4. 明記されていないが、外注も可能と解される（後述）

存活用の必要上行う複製を、一定限度内において許容する点にある¹⁾。そして、条文の文言をふまえると、資料保存のための複製（デジタル化）の条件は、前ページ【図表1】の4点に整理できる。

以下では、これらの各要件を詳しく論じる。

なお、本条で認められているのはあくまで資料の複製（コピー、デジタル化等）にとどまり、資料のインターネット配信（公衆送信）などは含まれないことに留意が必要である。インターネット配信のためには、保護期間の満了等により著作権が消滅した場合や、著作権法で例外的に認められた場合を除き、原則として著作権者からの許諾が必要となる²⁾。

3. 複製可能な施設

(1)「図書館等」の要件

まず、複製が可能となる「図書館等」とはどのような施設を指すのか。

「図書館等」に該当するためには、①政令で定める施設に該当すること、②司書または司書相当職員を置いていることの2点を満たす必要がある（著作権法施行令1条の3）。

①政令で定める施設

政令で定める施設とは、著作権法施行令1条の3

に定める施設を指す。具体的には、【図表2】の6種類のいずれかに該当する必要がある。

例えば、奈良文化財研究所（独立行政法人国立文化財機構）は、法令の規定によって設置された研究所であり、資料を一般公衆の利用に供する業務を行っているため、【図表2】の5号型施設に該当すると解される。

なお【図表2】の6号型施設については、施設側から文化庁への申出があれば、施設の規模、利用の実態、指定の必要性等を調査した上で文化庁長官による指定がなされる⁵⁾。

(2) 司書または司書相当職員の設置

加えて、上記の「図書館等」が司書または司書相当職員を置いていることも必要である。具体的には、図書館法4条1項に定める図書館司書か、または著作権法施行規則1条の3に定める司書相当職員のいずれかを置けば足りる。

これらの司書等が必要な理由としては、著作権を理解しており、複製が適法に行われているかをチェックすることが期待されているためなどと説明される⁶⁾。

4. 複製可能な資料

次に、複製可能な「図書館資料」にはどのような

【図表2】 政令で定める施設

種類	政令の規定（著作権法施行令1条の3）	具体例 ³⁾
1号型	図書館法2条1項の図書館	いわゆる公共図書館（公立、私立を問わない）。
2号型	学校教育法1条の大学又は高等専門学校（以下本表で「大学等」という）に設置された図書館及びこれに類する施設	大学の各学部、研究所等に置かれた図書館や、資料センター等の図書館類似施設（高等学校等の初等中等教育機関の図書館は除外）。
3号型	大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館	警察大学校、防衛大学校など、特別法に基づく高等教育機関に設置された図書館。
4号型	図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によって設置されたもの	独立行政法人である国立美術館、国立博物館のように法律で設置された施設や、県立博物館、県農業資料センターのように地方公共団体の条例で設置された施設。
5号型	学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの	日本原子力研究開発機構、国立国語研究所など。
6号型	国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人が設置する施設で上記4号型と5号型に掲げる施設と同種のもののうち、文化庁長官が指定するもの	詳しくは官報の告示を参照。文化財関連の資料を有する施設としては、平成27年の告示により、博物館法2条1項のいわゆる登録博物館や、同法29条のいわゆる博物館相当施設で営利を目的としない法人が設置するものが指定された ⁴⁾ 。

資料が含まれるか。

図書館資料というと、一般的には紙資料がイメージされがちだが、ここでの「図書館資料」は書籍や雑誌等の文書だけに限らず、地図、図表、模型等の学術資料、写真、レコード、録音テープ、フィルム、ビデオテープ等の視聴覚資料まで広く含むと解されている⁷⁾。そのため、文化財関連のフィルムやビデオテープも、デジタル化の対象となる。

また、「図書館資料」は、複製を行う施設の蔵書や保管資料（複製施設において責任を持って保管している資料）であればよく、資料の所有権がその施設にあるか、それとも他の施設から借りているかは問われない⁸⁾。そのため、図書館等が寄贈や寄託を受けて、保管資料となった場合にはデジタル化の対象になる。

5. 複製の条件

図書館資料の複製が可能となるのは、「営利を目的としない事業」で、かつ「保存のため必要がある場合」である。ここで、「保存のため必要がある場合」とはどのような場合を指すのか。

かつて著作権法の立法担当者は、具体例として、収蔵スペースとの関係で縮小複製して保存する場合や、貴重な稀覯本の損失・紛失を予防するために完全なコピーをとる場合、または所蔵する資料の汚損ページを補完するために複製する場合を挙げていた⁹⁾。

これらに加えて、近時の文化庁の解釈により、複製できる範囲が広がった。すなわち、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会の平成26年度の審議において、「美術の著作物の原本のような代替性のない貴重な所蔵資料や絶版等の理由により一般に入手することが困難な貴重な所蔵資料について、損傷等が始まる前の良好な状態で後世に当該資料の記録を継承するために複製すること」も、著作権法31条1項2号の「保存のため必要がある場合」に該当するとの解釈が示された¹⁰⁾。

さらに、同小委員会では、「記録技術・媒体の旧式

化により事実上閲覧が不可能となる場合、新しい媒体への移替えのために複製を行うこと」も「保存のため必要がある場合」に該当するとの解釈が示された¹¹⁾。

そのため、例えば一般に入手することが困難なフィルムやビデオテープについて、劣化が始まる前にデジタル化することや、フィルムやビデオテープの記録技術・媒体が旧式化して事実上閲覧が不可能となる場合に、新規媒体への移替えのためにデジタル化することも、「保存のため必要がある場合」に該当し、適法に行うことが可能と解される。

6. 複製の方法（外注の可否）

なお、図書館等の中には、デジタル化のための機材等を十分に有しない機関も存在するところ、図書館等が外部の事業者へデジタル化を委託（外注）することも可能か。

上記2で述べたように、著作権法は、図書館等「においては」複製できると定めている。そして、図書館等「においては」とは、複製を行う物理的な場所が図書館等の施設内であることを意味するのではなく、複製事業の主体等が図書館等であること、すなわち複製事業の法律的・経済的主体が図書館等の施設であることを意味すると解されている¹²⁾。

この解釈を前提とすると、図書館等が外部の事業者らへデジタル化を委託（外注）するにあたっては、契約書等において、複製事業の趣旨、図書館等による複製方法・内容の管理、複製後のデジタルデータの取扱いや費用負担等について明確にすることにより、外注も可能になると解される¹³⁾。

7. 終わりに

以上述べてきたように、著作権法31条の主体はいわゆる典型的な図書館だけに限らない。奈良文化財研究所をはじめとする非営利の研究機関や博物館等においても、上記の条件を満たせば、著作権者の許諾を要することなく、フィルムやビデオテープの保存のためのデジタル化が可能である。

2019 年を振り返ると、首里城の火災や、大型台風によるミュージアムや図書館への大規模浸水が生じ、資料保存に関しては受難の1年だった。このような状況下で、デジタル化の意義は一層高まっているところである。そして、著作権法に関する文化庁の解釈は、非営利の文化施設における資料保存のためのデジタル化を可能にしており、いわば法律によって「武器」が配られたともいえる。

文化施設においては、人員や予算の制限はあれど、著作権法 31 条 1 項 2 号という「武器」をうまく活用して、文化財関連資料のデジタル化を進めることが期待される。

【補註および参考文献】

- 1) 加戸守行『著作権法逐条講義〔6訂新版〕』253頁（2013年）
- 2) 著作権法の考え方の概説として、数藤雅彦「発掘調査報告書のウェブ公開と文化財の3Dデータに関する著作権の諸問題」奈良文化財研究所『デジタル技術による文化財情報の記録と利活用』91頁（2019年）を参照。著作物の保護期間の判断方法については、数藤雅彦、橋本阿友子「保護期間満了（パブリックドメイン）の判断基準」福井健策監修、数藤雅彦責任編集『デジタルアーカイブ・ベーシックス1 権利処理と法の実務』17頁（2019年）を参照。
- 3) 参照、加戸・前掲254頁、半田正夫、松田政行編『著作権法コンメンタール2〔第2版〕』206頁（2015年）。
- 4) 博物館等が指定された背景について詳しくは、文化

審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ」121頁（文化庁ホームページ内、2017年。以下「中間まとめ」と略す）

- 5) 加戸・前掲255頁
- 6) 半田、松田編・前掲208頁。なお立法論としては、資料保存のための複製に司書等の設置が必須かは議論の余地がある。例えば、2019年に成立したEUのデジタル単一市場における著作権指令（Directive（EU）2019/790）では、文化遺産施設が所蔵する著作物を保存目的で複製する際の権利制限規定について定めているところ（同指令6条）、ここでの文化遺産施設とは、公共図書館、博物館、文書館、映像・音声保存機関を指し（同指令2条3項）、必ずしも司書等を有する図書館に限らない定義となっている。
- 7) 加戸・前掲256頁
- 8) 加戸・前掲256頁
- 9) 加戸・前掲258頁
- 10) 文化庁文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会「平成26年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について」9頁（文化庁ホームページ内、2015年。以下「平成26年度審議経過」と略す）。「中間まとめ」121頁も参照
- 11) 平成26年度審議経過10頁。「中間まとめ」121頁も参照
- 12) 加戸・前掲255頁
- 13) 参照、加戸・前掲255頁